

世帯の主たる生計維持者の所得・収入状況表

① 世帯の主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額が1,000万円以下である。

1,000万円を超えている場合は申請不可

② 世帯の主たる生計維持者に令和2年中に所得の種類が複数あった場合、令和3年中に30%以上収入減が見込まれる収入に対応する所得以外の所得合計が400万円以内である。

400万円を超えている場合は申請不可

③ 世帯の主たる生計維持者の、令和3年中に30%以上減収が見込まれる収入の種類、現状の収入額、その収入を得た期間、保険、損害賠償等による補填額

④ 世帯の主たる生計維持者の、③の収入に対応する令和2年分の収入額

令和3年中の収入予測額				令和2年分の収入額		
1-A	⑦給与収入			1-B	給与収入	$\frac{②}{④} \div 12 \text{ヶ月} \times ⑤ = ⑦ \text{円}$ $\frac{② - (③ + ④ + ⑤)}{⑦} = 1 \text{⑧}$ 令和3年の給与収入が令和2年に比べて減少した割合 (給与収入)
令和3年①	月から②	月③	ヶ月分	④	円	
	④		円			
	保険、損害賠償等による補填額	⑤	円			
2-A	⑦事業収入			2-B	事業収入	$\frac{②}{④} \div 12 \text{ヶ月} \times ⑤ = ⑦ \text{円}$ $\frac{② - (③ + ④ + ⑤)}{⑦} = 2 \text{⑧}$ 令和3年の事業収入が令和2年に比べて減少した割合 (事業収入)
令和3年①	月から②	月③	ヶ月分	④	円	
	④		円			
	保険、損害賠償等による補填額	⑤	円			
3-A	⑦不動産収入			3-B	不動産収入	$\frac{②}{④} \div 12 \text{ヶ月} \times ⑤ = ⑦ \text{円}$ $\frac{② - (③ + ④ + ⑤)}{⑦} = 3 \text{⑧}$ 令和3年の不動産収入が令和2年に比べて減少した割合 (不動産収入)
令和3年①	月から②	月③	ヶ月分	④	円	
	④		円			
	保険、損害賠償等による補填額	⑤	円			
4-A	⑦山林収入			4-B	山林収入	$\frac{②}{④} \div 12 \text{ヶ月} \times ⑤ = ⑦ \text{円}$ $\frac{② - (③ + ④ + ⑤)}{⑦} = 4 \text{⑧}$ 令和3年の山林収入が令和2年に比べて減少した割合 (山林収入)
令和3年①	月から②	月③	ヶ月分	④	円	
	④		円			
	保険、損害賠償等による補填額	⑤	円			

⑤ 1	給与収入	1 ⑦ × 100 =		%
2	事業収入	2 ⑦ × 100 =		%
3	不動産収入	3 ⑦ × 100 =		%
4	山林収入	4 ⑦ × 100 =		%

減少の割合が30%以上の項目に対応する所得の合計額、及び被保険者の属する世帯の、世帯主と被保険者全員の合計所得金額の合計が各々1円以上あれば減免される可能性があります。